

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 社会保険

# いばらき

# 12

事業主の皆さまへ 住所は定期的に確認しましょう

2013 December  
NO.425

- 年金受給者の皆さまへ 1月中旬に源泉徴収票をお送りします
- 年金額改定のお知らせ
- 現金を搾取する「不振な電話や訪問」にご注意ください



「鵜の岬風景」(撮影・日立市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

☆☆事業主の皆様へ☆☆

# 従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を定期的に確認しましょう！

## ～「住所一覧表」提供サービス～

「ねんきん定期便」などの年金個人情報を、直接、被保険者の皆様にお送りするためには、正しい住所を届けていただく必要があります。

日本年金機構では、事業主の皆様に、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認していただくために「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。



### 正しい住所が届けられていると

- 従業員の皆様と被扶養配偶者の方へ、年金の受給開始年齢の直前に日本年金機構からお送りしている「年金請求書」などが、正確に届くようになります。
- 事業主の皆様が、従業員の皆様の住所を確認されることで、従業員の皆様に将来受け取る年金に関するご案内等が正しく届くようになることは、事業主の皆様にとって有益であると思います。

### 「住所一覧表」の提供サービス申込みの方法

所定の申出書に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。後日、「住所一覧表」が郵送されます。

※申出書は日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) 又は、お近くの年金事務所に備え付けてありますので、ご利用ください。

### 住所変更が必要な場合

「住所一覧表」の住所と、現在、従業員の皆様と被扶養配偶者の方がお住まいの住所が異なる場合は「住所一覧表」に朱書き訂正していただくことにより、簡便に住所変更の届出をすることができます。

朱書き訂正を行った「住所一覧表」は、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。（※所定の様式による届出も可能です。）

### 住所以外の事項の変更が必要な場合

氏名や生年月日等の変更がある場合は、所定の様式による届出が必要です。

届出については、所定の様式に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所へ提出してください。

※その他、ご不明な点については、事業所等を管轄する年金事務所にお問い合わせください。

老齢基礎年金、老齢厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上『雑所得』として課税の対象となります。

65歳未満でその年の年金の支払額が108万円以上の方や、65歳以上で158万円以上の方が所得税の源泉徴収の対象となります。

日本年金機構では、これらの年金を受給されている方に「公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬以降に送付いたします。

\*遺族年金、障害年金は非課税のため送付されません。

## 年金受給者の皆さまへ

源泉徴収票は1月中旬以降に送付します

### 源泉徴収票の再交付

源泉徴収票を紛失したときは、ねんきんダイヤルまたは、年金事務所へ電話で再交付の申請ができます。

再交付は、日本年金機構に登録されているご本人様の住所宛に郵送いたします。なお、お電話をいただいから、源泉徴収票を送付するまで2週間程度かかります。

電話で再交付を申請される際は、「基礎年金番号・コード」・「お名前」・「生年月日」・「ご住所」・「電話番号」・「年金の振込先の金融機関名」が分かる状態でお願します。

また、お急ぎの場合は、直接、各年金事務所、街角の年金相談センター（水戸、土浦）の窓口でお申し込みください。ご本人が来訪される場合は、身分証明書・年金証書等をご持参ください。

その他の方が来訪される場合には、交付申請される方の基礎年金番号が確認できる書類（年金証書など）のほか、委任状、依頼された方の本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

### 亡くなられた方の源泉徴収票

亡くなられた方の場合、死亡届を提出された方あて「準確定申告用源泉徴収票」が提出されてから2～3ヵ月後に送付されます。

届出された方が、死亡された方の配偶者、子、親、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の場合は、年金事務所へご相談ください。

### ねんきんダイヤル

TEL

0570-05-1165

IP電話の方

03-6700-1165

## 国民年金保険料を納めている方へ

国民年金保険料は、全額「社会保険料控除」の対象となりますので、年末調整や確定申告の際は忘れずに申告してください。

国民年金保険料の支払いについて、社会保険料控除を受けるためには、保険料の支払いを証明する書類が必要となります。

確定申告の際には、保険料を納めた時に交付される領収書や、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の再交付や、「準確定申告」が必要な場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

### 平成25年1月1日から平成25年9月30日時点で国民年金保険料の納付実績がある方

控除証明書は11月に日本年金機構から送付されています。

### 平成25年10月1日から平成25年12月31日時点でその年初めて国民年金保険料を納めた方

控除証明書は平成26年2月上旬に日本年金機構から順次送付されます。

控除証明書に関するお問い合わせ

控除証明書専用ダイヤル **TEL 0570-070-117**

050から始まる電話または070-5000・070-6000で始まる電話（PHS）でかける場合は、03-6700-1130をご利用ください。

【お問い合わせ】平成25年11月1日～平成26年3月14日まで  
月曜日（午前8：30～午後7：00）  
火～金曜日（午前8：30～午後5：15）  
第2土曜日（午前9：30～午後4：00）

\*月曜日が祝日の場合は、火曜日に午後7時までお受けします。

\*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

\*確定申告に関するお問い合わせは、お住まいの所在地を管轄する税務署となります。

日本年金機構からのお知らせ

# 平成25年10月分から年金額が改定されます

平成25年9月分までの年金額は、平成12年度から14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。

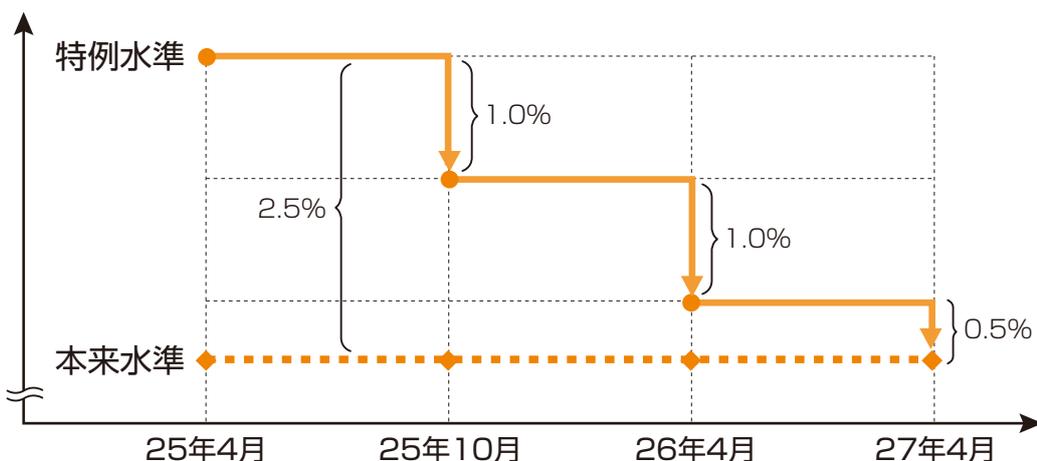
平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月及び平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

このため、平成25年10月分以降としてお支払する年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。

今後の解消のスケジュールは、平成26年4月マイナス1.0%、平成27年4月マイナス0.5%を予定しています。（物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します。）

## ■特例水準解消に伴う年金額の推移

（物価・賃金が上昇も下落もしないと仮定した場合）



	25年4月～	25年10月～ (▲1.0%)
基礎年金額	65,541円	64,875円 (▲666円)
厚生年金額 (標準世帯)	230,940円	228,591円 (▲2,349円)

改定後の年金については、平成25年12月（10月分、11月分）からのお支払いとなります。

改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。

年金額改定通知書は、12月13日の支払いに向け、原則として、年金振込通知書と一体となったお知らせ（ハガキ）で、12月4日以降に日本年金機構から、順次、年金受給者に送付されます。

◆ 詳しくは、ねんきんダイヤルまたは、お近くの年金事務所へお問い合わせください ◆



# 日本年金機構 よりお知らせ

Japan Pension Service

## 社会保険庁などの職員と称して、現金を詐取する 「不審な電話や訪問」にご注意ください

全国各地で、「社会保険庁」や「社会保険事務所」、「日本年金機構」や「年金事務所」、「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号を聞くなど、不審な電話や訪問があった等というお問い合わせが寄せられています。

また、「年金関係の書類」を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったというお問合せも寄せられています。

これまでに寄せられた「不審な電話や訪問のケース」をご紹介しますので、怪しいなと感じたら、お近くの年金事務所または警察に連絡してください。

### まず、ここにご注意ください!!

- ・現在、社会保険庁や社会保険事務所という組織は存在しません。 (平成22年1月1日に廃止)
- ・公的年金の業務は、日本年金機構が全国の年金事務所で行っています。 (平成22年1月1日から)
- ・医療給付の業務は、協会けんぽ(全国健康保険協会)で行っています。 (平成20年10月から)

### ケース1

### 【青色(水色)封筒の返送確認】、【医療費の還付金手続き・給付金返還】

「〇月頃に、青色(水色)の封筒を送りましたが、返送しましたか」

「医療費の還付金があります」

「医療費の給付金が戻るので手続きするように」などと言われ、銀行名や銀行口座番号を聞いたり、近くのATM(現金自動預け払い機)に行くように指示され、銀行口座番号などを教えたり、現金を振り込んだ。

#### ここがポイント!!

- ・銀行口座番号や振込先などを電話で聞いたり、振り込みを指示することはありません。
- ・平成23年度は、青色(水色)の封筒で「ねんきん定期便」をお送りしていますが、返送をお願いするのは、ご自身の年金加入記録に漏れや誤りがある場合だけです。

### ケース2

### 【年金の手続き代行】

「年金の手続きが済んでいないので、代わりに手続きをしてあげる。手数料が必要」などと言われ、現金を渡した。

#### ここがポイント!!

- ・日本年金機構及び民間事業者(※参照)は、手数料と称して現金をお預かりすることは行っていません(手続きに手数料は不要)。代わりに手続きを行うこともありません。

## 不振な電話や訪問があった場合は

- ・できるだけ1人で対応せず、相手の名前や所属、用件を聞いて、メモを控えて家族等に相談してください。
- ・怪しいなと感じたら、口座番号等の個人情報と話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所 (<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.jsp>)、または警察へお問い合わせください。

## 「年金セミナー・健康管理講座」を開催しました

茨城県社会保険協会では11月の「年金月間」に合わせて、11月6日・12日・26日の三日間、「ホテルレイクビュー水戸」「久慈サンピア日立」「土浦市民会館」の三会場において、会員事業所の被保険者及びその配偶者、社会保険事務担当者169名の参加を頂き、「年金セミナー・健康管理講座」を開催いたしました。

この「年金セミナー・健康管理講座」は会員事業所に勤務され、退職を間近に控えた55歳以上の被保険者及びその配偶者、社会保険事務担当者を対象に、退職後のライフプラン・健康管理に必要な情報を提供し、退職後の生活設計に役立てていただくことを目的に社会保険協会の年金相談事業の一環として毎年実施しております。

「年金セミナー・健康管理講座」は、講師に年金セミナー講師として齋藤敬徳先生（特定社会保険労務士）、健康管理講師に齋藤幸子先生（管理栄養士）を講師に迎え、退職後の年金と健康保険・健康管理についての講演をいただいております。

セミナーに参加された皆さまは、年金と医療・退職後の生きがい・健康管理等と講師の説

明に熱心にメモを取りながら、間近に迎える人生の節目に役立つ将来のプラン設計に聞き入っておりました。

この「年金セミナー・健康管理講座」は平成26年2月にも水戸市・鹿嶋市・つくば市を会場に開催を計画しておりますので、退職後における生きがいのある豊かな生活を送るライフプラン設計に役立てて頂きたい、是非ご参加ください。



年金セミナー講師 齋藤敬徳 先生



健康管理講師 齋藤幸子 先生



茨城県年金受給者協会連合会 金井会長